

# サンケイホールブリーゼ使用規定

2019/4/1更新

使用申込者は本規定を承認の上、お申し込みください(金額は全て税別)

## 1. 基本使用料(使用時間内には搬入から搬出、設備の原状回復、関係者の退館まですべての時間を含みます)

使用時間	半日(9-18時)(13-22時)	終日(9-22時)
平日	612,000円	720,000円
土日祝	666,000円	783,000円

## 2. 基本使用料に含まれるもの

- (1) ホール・楽屋・ホワイエエリアの使用
- (2) 舞台設備管理者 3名(舞台技術・音響・照明)  
使用内容により、当社が管理者の増員を依頼する場合があります。その場合の費用は使用者のご負担となります。
- (3) フロントスタッフ 6名(チーフ・入場管理・客席管理・ロビー管理)
- (4) 水道、光熱費

## 3. 基本使用料に含まれないもの

- (1) 管理(現地)スタッフとして、舞台は全日程1名(30,000円)は増員が必要です。照明・音響は催物内容に準じます。
- (2) 共通ロビー・ホワイエの誘導整理は使用者の責任で対応してください。  
使用内容により、当社が誘導整理の増員を依頼する場合があります。その場合の費用は使用者のご負担となります。
- (3) ゴミ処理料(45リットル500円・70リットル800円)  
生活ゴミに限ります。舞台装置などの撤去・解体で発生する資源ゴミ、チラシ、パンフレット、花等はお引き受けしません。
- (4) コピー代(モノクロ20円・カラー50円)/FAX代(市内50円・市外100円)
- (5) 年末年始は特別料金が適用されます。詳細は営業担当者までご相談ください。

## 4. 時間外延長料金

- (1) 30分60,000円・1時間100,000円
- (2) 人件費(22:00~9:00)・交通費・宿泊費(23:00~7:00)は別途実費を申し受けます。

## 5. 使用申込と精算

- (1) 申し込み受付開始時期は下記のとおりです。  
5日以上の使用……使用月の18ヶ月前から  
3日以上の使用……使用月の14ヶ月前から  
2日以内の使用……使用月の12ヶ月前から
- (2) 電話にて仮予約を受け付けますが、1週間以内に使用の有無をご連絡ください。使用決定次第「使用日決定書」もしくは「使用申込書」を送付します。  
使用責任者が必要事項を記入・捺印の上、1週間以内に「催物企画書」と併せてご提出ください。
- (3) 「使用申込書」の受理後、当社より「基本使用料請求書」を発行します。使用月の6ヶ月前までにお支払いください。  
入金の確認が取れない場合は、解約されたものと判断します。
- (4) 基本使用料受領確認後「使用承諾書」を発行します。
- (5) 付帯設備使用料・追加舞台人件費等その他の費用につきましては、催物終了後に請求書を行います。期日までにお支払いください。  
初めての使用の場合もしくは使用内容により、事前に付帯設備使用料・追加舞台人件費等見込み額をお預かりする場合があります。
- (6) 「使用日決定書」もしくは「使用申込書」の受理後に、使用者の都合による解約の場合は、規定の解約料金を申し受けます。使用6ヶ月以前は基本使用料の50%、6ヶ月以内は100%です。

## 6. 関係官庁への届け出

- (1) 催物を円滑に進行させるために、使用日の1ヶ月前までに営業担当者及び技術担当者と打合せを行ってください。
- (2) 高所作業・危険作業を伴う場合は、「安全衛生誓約書」を技術担当者まで提出してください。
- (3) 使用者側で、期日までに関係官庁等への届けを行い、その許可証を提示してください。  
火気・危険物関係……大阪府北消防署 06-6372-0119  
通行禁止道路通行許可証(7t車以上、月~土9:00~19:00の通行)……曾根崎警察署交通課 06-6315-1234  
警備関係……曾根崎警察署警備課 06-6315-1234  
著作権関係……日本音楽著作権協会支部 06-6222-8261

## 7. 使用上の注意事項

- (1) 催物に関わる来場者の共通ロビー・ホワイエでの整理、誘導及び盗難・事故の防止は、使用者側で行ってください。
- (2) 使用中(搬入出を含む)に発生した人的・物的損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 舞台設営・本番進行・撤去時は、常時安全対策を講じてください。またホール管理者の安全指示に従ってください。
- (4) 館内でのポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め当社の承認を得たもののみ可能とし、所定の場所以外への掲示はお断りします。  
なお、催物終了後は速やかに撤去してください。
- (5) 楽屋管理は使用者側の責任でお願いします。当社は使用中に生じた盗難・事故についての責任を負いません。
- (6) 弁当・ケータリングなどホールエリアへの飲食物の持ち込みに際しては、衛生管理を徹底してください。
- (7) 使用中に建物・諸設備・器具・備品等の破損、紛失された場合は、実費を申し受けます。
- (8) 特殊効果の使用は、事前に営業担当者・技術担当者にご確認ください。

## 8. 使用の制限

次の事項に該当する場合は、すでに承認している場合でも使用の取り消し、もしくは使用の停止をさせていただきます。この際に発生する使用者の損害に関しては当社は責任を負いません。

- (1) 基本使用料を期日までにお支払いいただけない場合
- (2) 使用規定、もしくはそれに基づく注意事項に従わない場合
- (3) 「使用申込書」の記載に偽りがあった場合
- (4) 使用の権利を他に譲渡、または転貸した場合
- (5) 建物、施設、設備等を破損、または滅失する恐れがあると認められる場合
- (6) 振動が発生する行為(ジャンプ・モッシュ等)が起こる可能性がある場合
- (7) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合
- (8) 関係法令・関係諸官庁の指示に反する行為をした場合
- (9) 公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- (10) 他の使用者もしくは館内テナント・テナント関係者・または来館者・会場周辺及び近隣住民に迷惑を及ぼすと当社が判断した場合
- (11) 使用者が暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、社会運動等(人権運動、政治活動含む)標ぼうゴロ又は特殊知識暴力集団等、その他暴力的もしくは不当な要求行為等により市民社会の秩序安全に脅威を及ぼす団体もしくは個人に該当することが判明した場合
- (12) その他、当ホールの運営上、支障があると認められた場合

## 9. 不可抗力による催物の中止

- (1) 使用者の責任によらない不測の事故や災害のため使用が不可能となった場合は、使用料を全額または一部を返還します。この際に発生する使用者の損害に関しては当社は責任を負いません。

## 10. その他

- (1) 催物に伴い物品販売を行う場合は、物品販売手数料として、売上げの10%(税込)を当日現金にて申し受けます。
- (2) ブリーゼチケットセンターにて、当ホールで開催される公演の入場券に限り委託販売が可能です。詳しくは営業担当者までご相談ください。